

# 京都市左京区下鴨第2住宅地区建築協定

## 建築協定区域

京都市左京区下鴨下川原町の一部

## 運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

### ■目的

第1条 この協定は、建築基準法第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条第1項に定める建築協定区域（以下「協定区域」という。）内に於ける建築物の用途・形態について協定し、住宅地区としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

### ■建築物の制限

第8条 建築協定区域内の建築物のうち、共同住宅及び寄宿舍については、建築物の地上階数が2以下で、かつ建築物の高さが地盤面から7.5メートルを超えないものとしなければならない。



別図「京都市左京区下鴨第2住宅地区建築協定区域図」

(平成30年7月25日加入)

